

令和6年度 部活動規定について

鹿屋中学校部活動顧問会

ねらい

本校では、生徒の心身の鍛錬、能力の伸長、余暇の善用、学校生活の充実などを目的として部活動を設け、それぞれの顧問の指導の下、年間を通して活動している。部活動については、下記の規定の通りとする。

- 1 学校があつての部活動であるということを自覚する。

⇒学校の規則は必ず守るということであり、模範生である。をめざして

⇒礼儀・言葉遣い・態度などについても学び、豊かな人間性を培う。

- 2 本校では、次の12部を設けている。

部活動名	担当者名	部活動名	顧問・副顧問名
吹奏楽部	◎ 塩屋／南竹	男子ソフトテニス部	◎ 野間／徳永
野球部	◎ 小西／寺園	女子ソフトテニス部	◎ 山口／肥田
剣道部	◎ 堀之内／山元	男子バレー部	◎ 末弘／(石野・原田)
男子卓球部	◎ 池之上／中村	女子バレー部	◎ 黒木／石野
サッカー部	◎ 倉山／今村	男子バスケットボール部	◎ 宮下／前田
弓道部	◎ 池田／中溝	女子バスケットボール部	◎ 二川／田中

※ 外部クラブ（空手・水泳・バドミントンなど）担当：原田

（本校に競技部がなく外部クラブで活動している者で、中体連競技として総体が行われる競技については、学校長の判断で担当職員をつけて出場することができる。）

※ 陸上・駅伝競技担当：体育科（学校代表として全校生徒から選抜して出場する。）

- 3 入退部は、保護者の責任で届け出を出す。
- 4 服装・用具など個人使用のものは、原則として個人負担とする。
- 5 部活動の服装は学校体育服・ジャージまたは部活動で認められたものに限る（トレーナーなし）。
- 6 各部の運営経費は、「体育文化・体育大会等補助金」を充てる。
- 7 登下校時の交通安全には十分気をつけて、回り道や買い食いなどはしないようにする。
- 8 部活中の事故やケガについては、スポーツ振興センター保険が適応される。保護者の送迎中の事故等に対応する保険加入については各部で検討する。
- 9 原則として顧問（学校職員）が指導に当たるが、部によっては外部指導員がコーチとして就き、顧問と協力して指導に当たるものとする。
- 10 休養日は、原則として、平日1日、休日1日の週2日を設ける。ただし、土日に大会等が開催される場合は参加できるが、翌日月曜日の練習は休みとする。なお、平日の休養日については、原則として水曜日とするが、天候や顧問の判断により変更になる場合がある。また、鹿屋中リフレッシュデーの日は部活動完全停止とする。
- 11 公式戦は、学校長の許可を得て参加する。※公式戦・・・中体連及び各競技連盟主催の大会
- 12 定期テストの練習休みは、以下の通りとする。
【中間テスト】3日前 / 【期末テスト】5日前 / 【実力テスト】テスト休み無し
- 13 テスト期間中、またはテスト直後に公式戦のある場合は、職員会議で承認を得て1時間程度の練習を行うことができる（原則として上位大会の予選やシード権に関わる大会に限り認める。）。
- 14 朝練習は、各部活動顧問の判断において、練習しても構わない。ただし、必ず職員が立会うこととし、練習時間は（通常）7時15分から7時40分、（11月～2月）7時15分から7時45分とする。また、週に1回は必ず休むこととする。なおかつ、学校生活に支障のない程度の練習量にとどめること。
- 15 キャプテン会は、必要に応じて実施する。

- 16 更衣は、各部ごとに決められた場所で行い、用具等の管理もしっかりとする。
- 17 部室(更衣室)や体育館・武道館の鍵の管理については、職員が管理することとする。
- 18 部室(更衣室)を使用するにあたり、次のことをしっかり守る。
- ①清掃をしっかりし、整理整頓すること。 ②施錠・消灯は毎日確認すること。
- ③火気類を持ち込まないこと。 ④部活動に関係ないものを置かないこと。
- ⑤落書き、破損がないようにすること。 ※正しく使用されない場合は、使用禁止とする。
- 19 下校時刻は必ず守る。(各部活動顧問は、下校見届けを確実に行うこと。)
- 20 部活動終了時刻と完全下校時刻(門を出る時間)は次の通りとする。
- ※ただし、11月から1月においては、原則として大会1週間前(県大会につながる大会のみ)に限り、18時までの延長練習をすることができるが、事前に校長の承認・全職員への伝達ならびに保護者の送迎があることとする。

	部活動終了時刻	完全下校時刻
4月	18:15	18:30
5月～7月	18:30	18:45
9月前半 (体育大会まで)	18:15	18:30
9月後半～10月前半 (地区新人戦まで)	17:45	18:00
10月後半	17:30	17:45
11月～12月	17:05	17:20
1月	17:15	17:30
2月	17:45	18:00
3月	18:00	18:15

※延長練習
許可期間

規定にある決まりを破った場合は、部活動停止(練習停止)や大会出場停止などの厳しい措置を行う。

常に、鹿屋中学校の一員であり代表であるという自覚を忘れない。

その他、問題行動が起こった際には、臨時の部活動顧問会のもと措置を決定する。

※ 学校代表として出場する大会(弁論大会や合唱などの文化系の大会も含む。)に参加する場合も、本規定に準じて参加の可否を判断する。

- 21 休部・廃部については以下の通りとする。 ※休部・廃部・創部などに関する規定より
- ア 3年生引退時に、2年連続入部生がいない場合は、3年生の最後の大会をもって「休部」とする。翌年、3年連続入部生がいない場合は、「廃部」とする。
- イ 学校規模の縮小等により顧問や活動場所(学校内)の確保ができない場合は「部」から「休部」となることもある。ただし、合同チームなどの場合はその限りではない。

【部活動可能人数】※単独団体で出場可能の最低人数のこと

野球(9)・サッカー(7)・男女ソフトテニス(4)・男女バスケット(5)・

男女バレーボール(6)・男子卓球(4)・剣道(3)・弓道(3)・吹奏楽部(5)